

「栃木県のがん2020(令和2年)」
(栃木県がん実態調査報告)の
公表方法・範囲について

○がん登録データの公表により個人が特定され得る場合の配慮

《情報の提供の利用規約12(3)》

公表にあたっては、利用者は、原則、次の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人、病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又はがん登録部会が特に認める場合はこの限りではない。

- ① 略
- ② がん種別、年齢別、市町別、病院別等の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
- ③ 略
- ④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。
- ⑤ 略

令和3年度のがん登録部会にて、がん登録情報の利用規約上は原則秘匿とされている10件未満の集計値に係る公表については、公表方法・範囲を部会に諮った上で、決定していくこと及びその判断は毎年のデータに照らし、実施することが承認されたことから、今回のがん登録データの公表方法・範囲について、お伺いしたい。

《1件以上10件未満の集計値の公表方法案》

	医療圏別	市町別	非公表項目
地域がん 報告書	表示	表示	全て表示
2016 報告書	表示	表示 (一部除外)	市町別の結腸・直腸・乳(男性)・子宮・子宮 体部について、項目を非公表
2017 報告書	表示	表示 (一部除外)	市町別の乳(男性)について、項目を非公表
2018 報告書	表示	表示 (一部除外)	市町別の乳(男性)について、項目を非公表
2019 報告書	表示	表示 (一部除外)	市町別の乳(男性)について、項目を非公表
2020 報告書(案)	表示	表示 (一部除外)	市町別の乳(男性)について、項目を非公表